

第1章 色彩ガイドラインの考え方

1. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき策定された各務原市景観計画の行為の制限に関する事項で定めるもののうち、特に大規模な建築物等の色彩に関する技術的細目について規定するものです。

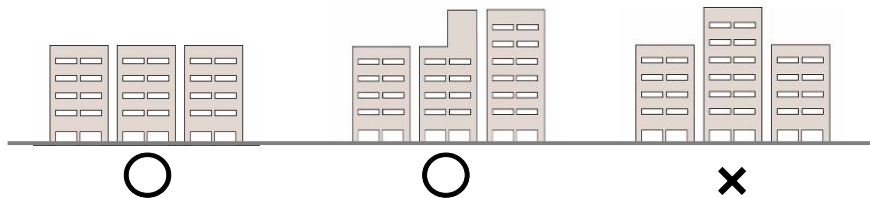
本ガイドラインで示す内容は、景観に大きな影響を与える大規模な建築物等（高層マンションや工場など）だけでなく一般の戸建住宅や小規模な工場などの色彩等を考える場合にも活用できる内容となっています。

大規模な建築物等に該当する場合は・・・

建築物や工作物等が各務原市景観計画に規定する大規模な行為に関する制限の対象となる場合は、以下のような内容についての配慮が必要になります。

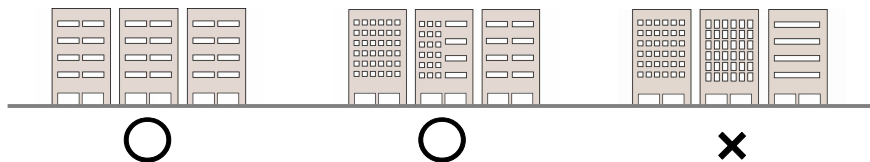
規模（大きさ等）について

規模（大きさ等）は周辺と調和していますか？



開口部（窓）のとりかたについて

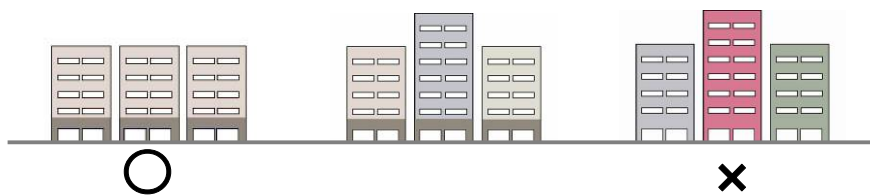
開口部（窓）は周辺と調和していますか？



各務原市色彩ガイドラインで示す内容

色彩について

色彩は周辺と調和していますか？
特に低層部（人の視線）の色彩は周辺と調和していますか？



2. ガイドラインの構成

本ガイドラインは以下のような項目によって構成されています。

第1章では・・・

- ・ガイドラインの考え方
〔対象区域〕
〔対象部位と材料〕 etc

第2章では・・・

- ・色彩計画の方針
- ・色彩指針の概要
〔おすすめの色〕 etc

第3章では・・・

- ・色彩指針の詳細
〔森の風景区域〕
〔川の風景区域〕
〔田園と歴史の風景区域〕
〔まちの風景区域〕 etc

第4章～第6章では・・・

- ・参考資料
〔基礎知識〕
〔分類方法〕
〔彩りのポイント〕 etc

3. 対象区域

本ガイドラインの対象となる区域は各務原市内全域です。ただし、次のような地区や区域等は本ガイドラインの対象外となります。

独自の色彩基準の検討がされている地区は・・・

景観地区や重点風景地区、その他景観協定などによって独自のまちづくりが進められている地域で、色彩についても独自の基準が定められている場合は、その地域の色彩基準等によるまちづくりを優先して進めることとなりますので、本ガイドラインの対象外となります。

< 重点風景地区 >

各務原市景観計画では25の地区と4つの河川軸を市内でも特に良好な景観形成を行っていく箇所（重点風景地区）の候補地として選定しています。

これら重点風景地区では、地域固有の色彩景観を守り育てていくため、本ガイドラインの内容よりも一歩進んだ、よりきめ細かい色彩の検討や調整が必要となります。したがって、これらの地区は独自で定める色彩基準を尊重していくこととなります。



加佐美神社周辺地区



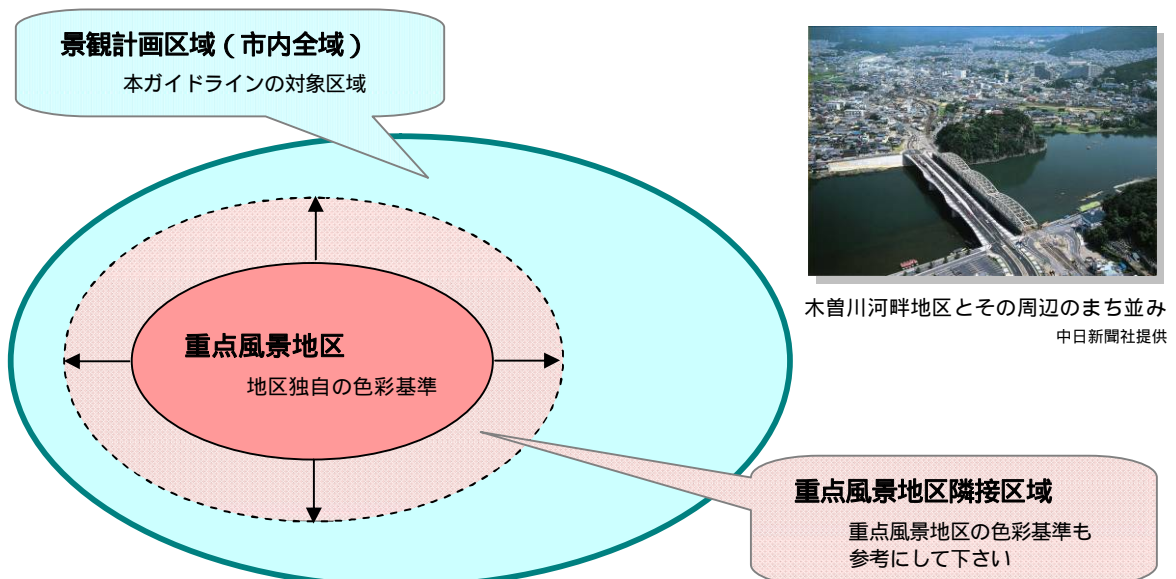
ごんぼ積み集落地区



テクノプラザ地区

< 重点風景地区隣接区域 >

重点風景地区に隣接する区域（重点風景地区隣接区域）は、本ガイドラインの基準に準ずるのみならず、重点風景地区の色彩基準も参考にして下さい。場合によっては重点風景地区の基準を優先することも必要です。



理解が得られるランドマーク的な建築物は・・・

良好な景観の形成上、重要な位置付けがされており周辺と異なる色調(トーン)の色彩を使用することに理解が得られるような、またそういったことが望まれるランドマーク的な建築物や工作物等の場合や、既存の建築物や工作物等と一体的な色彩とすることが望まれるような場合は、本ガイドラインに規定する避けた方がよい色彩(P4参照)を使用することも可能ですが、そのような場合は各務原市景観アドバイザー 又は各務原市景観審議会の同意が必要になります。

なお、既にある文化財や景観重要建造物などに隣接するような場合は、特に色彩選択の検討が求められます。建築物等が立地する土地の状況を考慮して適切な色彩となるようにしてください。

景観アドバイザーとの事前協議は随時可能です。



明るいトーンの建築物(瞑想の森)



農村歌舞伎舞台(皆楽座)



歴史的な家屋が残るまち並み(旧鵜沼宿)

4. 対象部位と材料

本ガイドラインは大規模な建築物や工作物等を対象としていますが、主に建築物の外装(外壁と屋根)の基調色(ベースカラー)について細かく規定しています。これらの基調色についておすすめの色と使用することを避けた方がよい色として、それぞれの色彩の範囲を示します。したがって、従属色(アソートカラー)や強調色(アクセントカラー)について示すものではありません。実際に色彩計画を立てる際は基調色と従属色、強調色を適切に組み合わせることが大切です。なお、アソートカラーやアクセントカラーに避けた方がよい色を使用することも可能ですが、このような場合は別途、各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の意見を聴いたうえで色彩構成の良否を判断するものとします。

また、建具や広告物、自動販売機などの色彩についても建築物等の外観や地域の良い景観の形成上、大きな影響を与える場合もあります。これらの色彩についても必要に応じて本ガイドラインで示すおすすめの色、避けた方がよい色の基準に準拠した色彩計画を立ててください。

基調色、従属色、強調色の組み合わせ(割合)については「色彩の性質(P49)」を参考にしてください。

素材色を基調とした建築物は・・・

木材、石などの自然素材は、避けた方がよい色に含まれていることがありますが、日本古来からの建築資材であり、周辺の景観に馴染みやすいことが多いため、これらを用いる場合は本ガイドラインの対象外とします。

また、ガラスや金属などの素材は、素材の特性を活かしたデザインとすることが考えられます。このような場合は本ガイドラインの対象外とすることも考えられます。ただし、このような場合の色彩計画は慎重に検討する必要があります。



穏やかな色彩の寺社(貞照寺)



素材色を活かした公共施設(JR 鵜沼駅)

5. ガイドラインの考え方

(1) ガイドラインの基本的な約束

本ガイドラインの対象となる建築物や工作物等は用途、規模や形態、使用している材質、そして周辺の様子など様々です。これらの建築物等に対する色彩が担う機能や効果、周辺の風景などを考えると色彩環境は非常に複雑です。

そのため、おすすめする色であればどのような色でも良いというわけではありません。特におすすめする色の選択肢を広く設定する区域もありますが、色彩の選択にあたっては当該建築物等が及ぼす景観上の影響を十分に配慮することが必要です。

ガイドラインの運用にあたっては、景観要素や土地利用の状況の推移、変化を踏まえて適切であるかを適宜評価しつつ、必要に応じて改訂を行っていくものとします。改訂の必要性が確認できた場合は各務原市景観審議会等の機関に諮り、改訂を行うものとします。

(2) おすすめの色と避けた方がよい色

おすすめの色とは・・・

本ガイドラインでは主として建築物の外装（外壁と屋根）や工作物等の基調色（ベースカラー）として推奨する色（おすすめの色）を規定しています。おすすめの色として規定するものは、風景区域の特徴をあらわしている山、川、田園などの自然景観やまち並み景観と調和する色彩です。地域の古くからの建築物や自然環境をよく調べた上で、風景区域毎に規定するおすすめの色を参考にすることで、建築物等の色彩をその地域の景観に馴染ませることができます。



自然の色が豊富な地域（各務地区）

避けた方がよい色とは・・・

本ガイドラインではおすすめの色を範囲を示すだけでなく、地域の特徴を表している色彩との馴染みが悪く、地域の色彩景観から突出して周辺景観に悪影響を与えられる高彩度色を、避けた方がよい色として規定しています。高彩度色を基調色（ベースカラー）で使用することは避けてください。

どちらにも属さない色は・・・

本ガイドラインではおすすめの色と避けた方がよい色を示していますが、そのどちらにも属さない色もあります。このような色は地域に即した色に成り得る場合も、そうでない場合もあると考えられる色です。したがって、これらの色は使用することが良いかどうかを十分な調査検討をした上で慎重に見極める必要があります。

なお、これらの色の使用可否については各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の意見を聞いたうえで色彩使用の良否を判断するものとします。